

平成20年2月8日

青森県銀行協会
青森銀行

金融機関を名乗る詐欺にご注意を

最近、首都圏中心に「振り込め詐欺」の新たな手口として、金融機関職員を装い言葉巧みにお客さまから金銭などを騙し取る詐欺が発生しています。これまでの「振り込め詐欺」等の主な手口をご紹介しますので、お客さまにおかれましても十分にご注意下さい。
また、**金融機関職員を名乗る不審人物に対しては、各金融機関所定の職員証明書などの提示を求めて十分にご確認下さい。**万一、ご不審な点がございましたらご遠慮なくお取引の金融機関もしくは最寄の警察署へご相談下さい。

1．キャッシュカードの詐取、キャッシュカードの偽造

(最近、東京で発生しました)

お客さまに、銀行員や警察官を装い「あなたの口座が詐欺集団に狙われている」と連絡し、銀行員を名乗る人間がお客さまから「口座を凍結するため」などと言葉巧みにお客さまのキャッシュカードをお預かりしたり、その場でカードのデータを読み取りお客さまの口座から金銭を勝手に引き出そうとするものです。

2．金融機関や金融機関関連会社もしくは金融機関職員を名乗る融資詐欺

(最近、増えています)

お客さまに金融機関や金融機関と紛らわしい名前の会社、もしくは金融機関の職員を名乗り、「融資をするので事前に保証料や手数料を振込んで欲しい」と口座に振込みをさせるものです。金融機関が所定の審査もなく、保証料や手数料の振込みを依頼することはありませんので、保証料や手数料などの振込みでご不審な点があれば、必ずお客さまから融資を申し込まれた金融機関に電話をかけ直すなどによりご確認下さい。

3．ご家族を騙る詐欺

お客さまのご家族を名乗り、「事故をおこしたので今すぐに賠償金や慰謝料を払わないと大変な事になる」と、個人名の口座を指定し振込みを依頼する。時には警察官や弁護士に成り済ました人物が「すぐに支払ったほうが良い」などと口添えする事例もあります。

4．税や年金の還付金受け取りを騙る詐欺

お客さまに「還付金があるので、受け取りのためATMの前で再度連絡して欲しい」と伝え、ATMの前から連絡すると、「還付する口座番号をATMに入力して欲しい」等と言葉巧みに誘導し、結果としてお客さまの口座から犯人の口座へ振込みをさせるものです。

以上